

厚生委員会議案説明資料

令和4年3月14日

件名	頁
1 第18号議案 足立区事務手数料条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2

(衛生部)

第 18 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 14 日

件 名	足立区事務手数料条例等の一部を改正する条例
所管部課名	衛生部足立保健所生活衛生課
内 容	<p>1 概要 下記（１）及び（２）について、本条例を改正する。</p> <p>（１）「ふぐ加工製品届出済票交付手数料」等の削除</p> <p>ア 経緯 国の食品衛生法施行規則改正（令和 3 年 6 月施行）を受け、東京都は、「東京都ふぐの取扱い規制条例」等を一部改正し、ふぐ加工製品取扱制度を廃止する。</p> <p>イ 改正内容 足立区事務手数料条例 別表第 2 衛生・保健関係手数料のうち「ふぐ加工製品届出済票交付手数料」及び「ふぐ加工製品届出済票再交付手数料」を削除する。</p> <p>（２）食品衛生法改正に伴う営業許可申請手数料増額に対する減免措置適用期間の延長</p> <p>ア 経緯 食品衛生法改正（令和 3 年 6 月施行）により、業種の再編が行われた。既存の営業者が引き続き従前の営業を継続する場合であっても、法改正により業種が変わる場合に、許可申請時に納付する申請手数料額が値上げとなるケースが発生する。 これについては、新型コロナウイルス感染症による飲食業界への影響を考慮し、足立区事務手数料条例の一部を改正する条例（令和 3 年足立区条例第 19 号）において減免措置を設けているが、今般の感染拡大を受け、適用期間の延長が望ましいと判断した。</p> <p>イ 改正内容 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例（令和 3 年足立区条例第 19 号）付則第 4 項において、既存営業者のうち業種再編により申請手数料が増額となるものに対し、減免措置適用期間を延長する。 （ア）改正前 令和 4 年 3 月 31 日まで （イ）改正後 令和 5 年 3 月 31 日まで</p> <p>2 新旧対照表 別紙 1・2 のとおり</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	本議案の議決が得られた際には、関係する規則等について必要な規定整備を行うとともに、事業者及び所属職員に対して周知を図っていく。

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

第 1 条による改正前					第 1 条による改正後				
○足立区事務手数料条例					○足立区事務手数料条例				
第 1 条から第 9 条まで (省略)					第 1 条から第 9 条まで (現行のとおり)				
別表第 1 (省略)					別表第 1 (現行のとおり)				
別表第 2 (第 6 条関係)					別表第 2 (第 6 条関係)				
衛生・保健関係					衛生・保健関係				
事務	手数料の 名称	種別・単位	額	徴収時期	事務	手数料の 名称	種別・単位	額	徴収時期
1から41 (省略)					1から41 (省略)				
42 東京都ふぐ の取扱い規制条 例第17条第2項 の規定に基づく 届出済票の交付	ふぐ加工 製品届出 済票交付 手数料	1 件につ き	3,000円	届出のと き	(削除)				
43 東京都ふぐ の取扱い規制条 例第17条第4項 の規定に基づく 届出済票の再交 付	ふぐ加工 製品届出 済票再交 付手数料	1 件につ き	2,400円	再交付申 請のとき	(削除)				
44から96 (省略)					42から94 (省略)				
別表第 3 から別表第 7 まで (省略)					別表第 3 から別表第 7 まで (現行のとおり)				

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

第2条による改正前	第2条による改正後
<p>○足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 (令和3年足立区条例第19号)</p> <p>第1条及び第2条 (省略)</p> <p>付 則 (一部改正条例のもの)</p> <p>1 から3まで (省略)</p> <p>4 <u>令和3年6月1日から令和4年3月31日までの間</u>における前2項の規定の適用については、付則第2項の表飲食店営業(移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。)の項中「1万2,600円」とあるのは「8,900円」と、同表喫茶店営業(自動販売機によるものを除く。)の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表菓子製造業(移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。)の項中「8,900円」及び「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表あん類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表アイスクリーム類製造業の項中「8,900円」とあるのは「8,400円」と、同表乳製品製造業の項及び食肉製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表魚介類販売業の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表魚肉練り製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表食品の冷凍又は冷蔵業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「1万2,600円」とあるのは「8,400円」と、同表食用油脂製造業の項及びマーガリン又はショートニング製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表みそ製造業の項及びしょうゆ製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表豆腐製造業の項、納豆製</p>	<p>○足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 (令和3年足立区条例第19号)</p> <p>第1条及び第2条 (省略)</p> <p>付 則 (一部改正条例のもの)</p> <p>1 から3まで (現行のとおり)</p> <p>4 <u>令和3年6月1日から令和5年3月31日までの間</u>における前2項の規定の適用については、付則第2項の表飲食店営業(移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。)の項中「1万2,600円」とあるのは「8,900円」と、同表喫茶店営業(自動販売機によるものを除く。)の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表菓子製造業(移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。)の項中「8,900円」及び「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表あん類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表アイスクリーム類製造業の項中「8,900円」とあるのは「8,400円」と、同表乳製品製造業の項及び食肉製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表魚介類販売業の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表魚肉練り製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表食品の冷凍又は冷蔵業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「1万2,600円」とあるのは「8,400円」と、同表食用油脂製造業の項及びマーガリン又はショートニング製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表みそ製造業の項及びしょうゆ製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表豆腐製造業の項、納豆製</p>

第2条による改正前	第2条による改正後
<p>造業の項及び麺類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表そうざい製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、前項の表つけ物製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「1万2,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表調味料等製造業の項中「9,600円」とあるのは「7,800円」と、同表魚介類加工業の項中「9,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」とする。</p>	<p>造業の項及び麺類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表そうざい製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、前項の表つけ物製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「1万2,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表調味料等製造業の項中「9,600円」とあるのは「7,800円」と、同表魚介類加工業の項中「9,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則（本条例のもの）</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>